

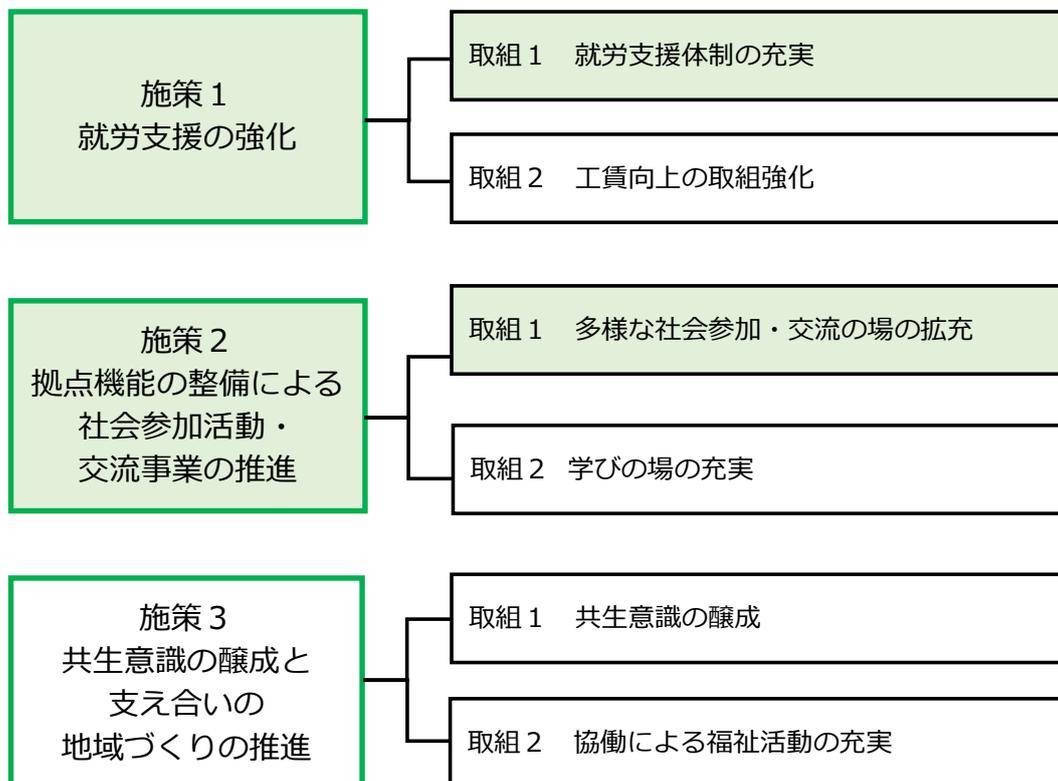
柱3

みんながその人らしく社会参加できる 共生のまちづくり

目指す姿

- 障害者が自立しその人らしく地域で生き生きとした生活をしていくために、一人一人が状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。また、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境を目指します。
- 障害の有無にかかわらず、その人らしく社会参加できる多様な場づくりを進めていきます。また、スポーツ・文化芸術活動や生涯学習活動への参加を促進し、障害者が地域でつながり、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指します。
- 障害への理解を深めるための啓発・交流、福祉教育の充実により共生意識を醸成します。また、ボランティア活動の推進や障害関係団体との連携を強化し、障害者が地域とつながり、支え合いや協働により暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

施策の体系



施策1 就労支援の強化

現状と課題

■ 就労支援体制の充実

障害者雇用を促進するため、これまでにさまざまな就労支援を実施してきました。2018年の障害者雇用率の引上げに伴って法定雇用率の算定に精神障害者も加わり、それらの雇用が大幅に伸びました。しかしながら、精神障害者の職場定着率は身体・知的・発達障害者と比較して低く、本人の状況や障害特性に応じた配慮や支援が求められており、障害の内容にかかわらず本人が安心して働ける環境整備や相談支援が必要です。

障害者自身の就労ニーズは依然高い状況にあり、障害者雇用率が2021年3月より現行の2.2%から2.3%へ引上げられたことから、本人の適性に応じた就労訓練の実施や就労定着支援の質の向上、行政や企業においては障害者雇用の更なる推進と理解促進を進めていく必要があります。

■ 工賃向上の取組強化

工賃向上の取組強化について、本市の就労系事業所においては、年々通所者への工賃支給額が上昇していますが、全国及び県内平均額と比較すると低い傾向にあります。

更なる工賃向上を目指すためには、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について支援をしていく必要があります。



施策の方針

- さまざまな就労支援機関や雇用関係機関等が連携・協力して、多様な障害者の就労ニーズに対応した切れ目のない就労支援体制を充実させ、就労訓練や就労定着支援の質の向上により、障害者雇用を促進します。
- 工賃向上の取組を強化し、通所する障害者が安心して働ける福祉的就労の場の充実を図ります。

取組

取組1 就労支援体制の充実（重点）

多様な障害者等のニーズに対応するため、障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関との連携を通じて、更なる就労支援体制の充実を図り、障害者雇用を促進するとともに、ジョブコーチ⁴派遣事業等を活用し、職場定着支援を充実させます。併せて、チャレンジオフィスの充実や合同企業説明会の開催等を通じて、行政や企業による障害者雇用を推進します。

① 障害者雇用の促進（重点）

官民が連携し、就労相談や職業能力評価、就労訓練や就職活動支援、職場定着支援まで一貫した支援を行うことで、障害者雇用を促進します。

主な事業：

障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業（障害福祉課）

関連事業

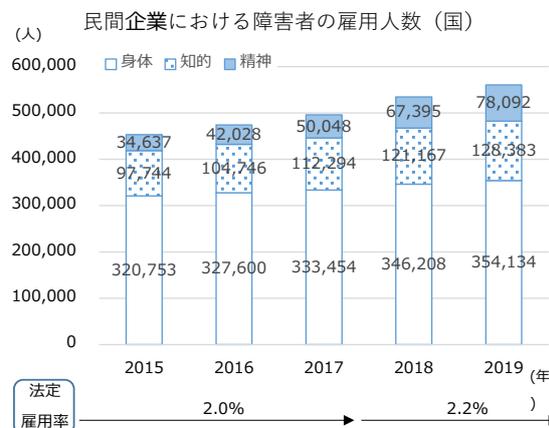
- ・ ハローワーク等との連携による相談窓口の情報提供（障害福祉課）
- ・ 支援者向け研修会の開催〈新規〉（障害福祉課）

障害者の雇用状況

右下のグラフからもわかるように、障害者雇用率の引上げ等を背景として、障害者の雇用は増加し続けています。

本市においても同様の状況であり、障害者に対するより一層の就労支援を推進する必要があります。併せて、現行制度では対象とならない、障害者手帳を所持していない方等への就労支援も必要になっており、本市では教育福祉会館を拠点として、新たな取組を始めています。

（詳細は 104 ページ）



⁴ ジョブコーチ：障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等を行う。

② 職場定着支援の充実

職場定着に課題のある特別支援学校の卒業生や就労継続支援 B 型事業所からの就職者等を中心に、ジョブコーチを派遣し、就労の継続を支援します。また、支援者向けの研修を通じて支援の質を向上させて障害者からの多様な相談に対応し、職場定着の向上を図ります。

主な事業：

- ジョブコーチ派遣事業の実施 (障害福祉課)
- 支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)

関連事業

- 障害者就業・生活支援センター等との連携による
職場定着支援事業 (障害福祉課)
- 就労定着支援事業 (障害福祉課)

③ チャレンジドオフィスの充実

市の障害者雇用の一環として実施する、チャレンジドオフィスによる対象者や受注業務の拡充を図ります。また、チャレンジドオフィスで実務経験を積んだ障害者スタッフが行政や企業で活躍できるよう育成します。

主な事業：

- チャレンジドオフィスかしわ (障害福祉課, 人事課)

関連事業

- 行政による障害者雇用 (人事課)



チャレンジドオフィスでの作業風景

④ 企業による障害者雇用の推進・促進

企業による障害者雇用率の達成に向け、就労支援機関や雇用関係機関と連携して、障害者雇用の普及・啓発に取り組めます。特に精神・発達障害者の雇用を推進するため、合同企業説明会や企業向けセミナーの開催等を通じて、障害者雇用の推進・促進します。



〔合同企業説明会風景〕

主な事業：

企業向けセミナー・合同企業説明会の開催<新規>（障害福祉課）

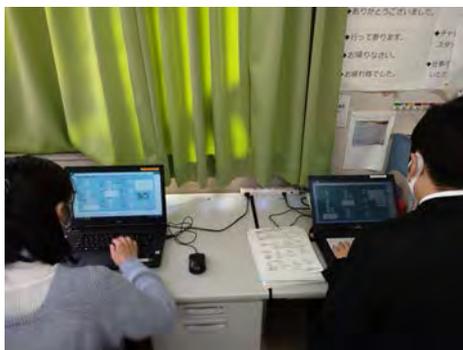
関連事業

- 企業による障害者雇用（公共職業安定所，障害福祉課）
- 合同企業面接会の開催（公共職業安定所）

新たな生活様式における企業セミナー

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新たな生活様式の1つとして、最近では Web を活用して開催される企業セミナー等が増加しており、本市でも実施されています。Web で開催されるセミナーでは、会場への移動に関する物理的な障害や時間的制約がクリアされるため、今まで参加できなかった方が参加できるようになるなど、新たな様式だからこそその利点も見受けられます。

また、テレワークの推進等を背景として、自宅にしながら仕事ができる環境も整ってきています。通勤が難しい障害者や、物理的な距離によって就労が難しかった障害者に対して、就労の機会が広がることも期待されています。



取組 2 工賃向上の取組強化

就労継続支援事業所等においては工賃向上が達成できるよう、受注業務の拡大や製品の質の向上等を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づいて官公庁における物品や役務等の発注の拡大に努めます。さらに就労系事業所の質を向上させることで、通所する障害者が安心して働き続けられる環境を目指します。

① 就労継続支援事業所等への支援

福祉的就労の場における障害者の工賃向上が図られるよう、千葉県障害者就労事業振興センターを活用し、受注業務の拡大や生産品の質の向上、就労系事業所による共同受注作業等に向けた支援をしていきます。



〔青和園作業風景〕

主な事業：

- 福祉施設による合同販売会の開催<新規>（障害福祉課）
- 支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- 千葉県障害者就労事業振興センターへの支援（障害福祉課）

② 障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整

障害者優先調達推進法の推進のため、庁内向けに障害者就労施設等で取扱っている製品や役務等を紹介する冊子の作成や販売情報等の提供を通じて、障害者就労施設等への発注の拡大や役務の提供を図ります。



〔事業所による販売会〕

主な事業：

- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針策定（障害福祉課）

③ 就労系事業所の質の向上

福祉的就労に携わる障害者が安心して働き続けられるように、監査等による就労系事業所への指導を行うとともに、支援に携わる職員の質の確保や工賃向上に関する職員向けの研修会を開催します。

主な事業：

指導監査の実施〔再掲〕	(障害福祉課)
障害者等社会参加コーディネート事業<新規>	(障害福祉課)
支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕	(障害福祉課)

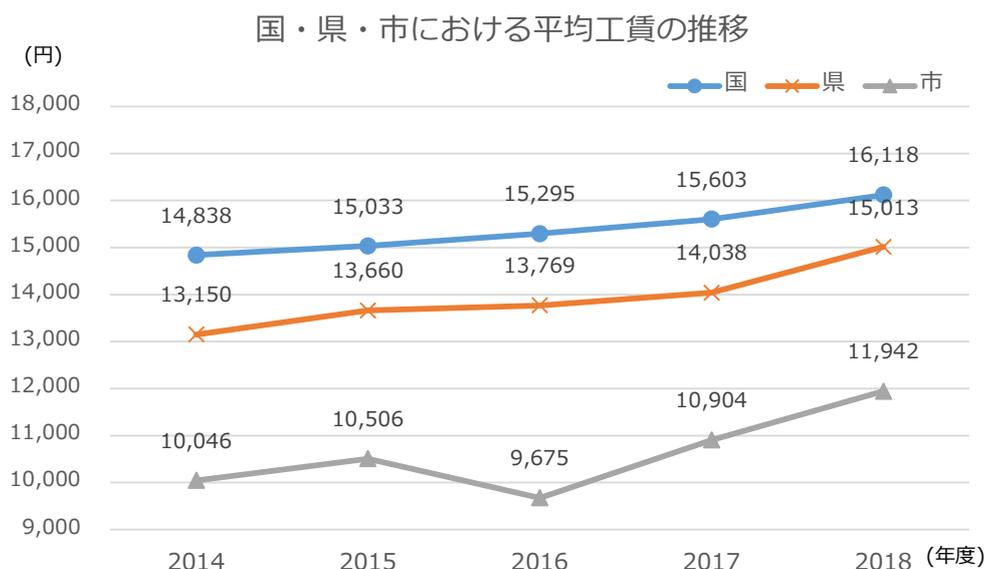
工賃の向上における課題と対策

市内の障害者就労施設等における平均工賃額は、国や県の平均工賃額を下回っている現状があり、売れる製品づくりと単価の高い受注作業の確保が課題です。

そこで、本市では障害者等社会参加コーディネート事業(※)の受託者と連携・協力し、魅力ある製品づくりの推進と市内の障害者就労施設等が共同で受注業務を請負える仕組みづくりを検討し、工賃向上につなげていきたいと考えています。

※障害者等社会参加コーディネート事業とは…

障害者就労支援施設等を対象として、製品づくりに係る意識を向上させる講座の開催や市内の障害者就労施設等の製品販売を行うことで、障害者等の社会参加・工賃向上を促進する事業。



※2021年3月時点で、2019年度は国及び県の数値が公表されていないため、2018年度までの推移（2019年度における市の平均工賃は12,272円）

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進

現状と課題

■ 多様な社会参加・交流の場の拡充

障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、日常的に通いやすい身近な場所において、障害特性に応じた多様な社会参加の機会や、活動も交流もできる場の充実が求められています。

本市では、耐震改修工事が終了した教育福祉会館において、地域共生社会を推進するため、1階には障害者活動センター及び障害者等自立支援室を開設し、2階には多世代交流の場を設けるなど、社会参加や交流の場の拡充に向けて取り組んでいます。

■ 学びの場の充実

障害を知り理解を深めるための各種講座の実施に加え、障害者を支援するボランティア人材の育成と、障害者がスポーツや文化芸術活動等に参加しやすい学びの場の充実が求められています。

施策の方針

- リニューアル後の教育福祉会館に整備した社会参加・交流の場を活用し、障害者等が個々の状態や適性に応じ、地域で生き生きと活動し社会参加できるきっかけづくりを推進します。また、障害者団体の活動等を支援し、交流・居場所づくりを進めています。
- 障害者が地域で元気に生き生きと活動できるよう、子どもから大人まで誰もが、スポーツや文化芸術活動等の学びの場に参加しやすい環境を整えます。



教育福祉会館の外観

取組

取組1 多様な社会参加・交流の場の拡充（重点）

リニューアルに伴い教育福祉会館に整備した、障害者等が社会参加・交流を支援する場の活用や福祉喫茶コーナーの運営等により、拠点機能を生かした多様な社会参加の実現を目指します。

① 社会参加・就労支援の場としての教育福祉会館の活用（重点）

リニューアル後の教育福祉会館においては、障害者等の個々の状態や適性に応じた就労支援及び社会参加ができるよう、福祉の総合相談窓口と連携した自立訓練等を実施します。また、障害者の短時間雇用や工賃向上に向けた取組、福祉喫茶コーナーの運営等を通じて、障害者やひきこもり等、サービスにつながない方等のさまざまな方が社会参加できる機会を創出します。



〔障害者等の製品が並ぶ
障害者等自立支援室〕

主な事業：

- | | |
|---------------------------|---------|
| 障害者等社会参加・就労支援事業〈新規〉 | (障害福祉課) |
| 障害者等社会参加コーディネート事業〈新規〉〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| 福祉喫茶コーナーの運営事業〈新規〉 | (障害福祉課) |

② 交流・居場所づくりとしての教育福祉会館の活用（重点）

教育福祉会館リニューアル後に整備した障害者活動センターの活用により、障害者団体の自主的な活動の支援や障害者等の状況に応じたゆるやかな居場所づくりを進めます。

主な事業：

- | | |
|-------------------|------------------|
| 障害者活動センター運営事業〈新規〉 | (障害福祉課) |
| 多世代交流・子育て支援事業〈新規〉 | (社会福祉協議会, 福祉政策課) |

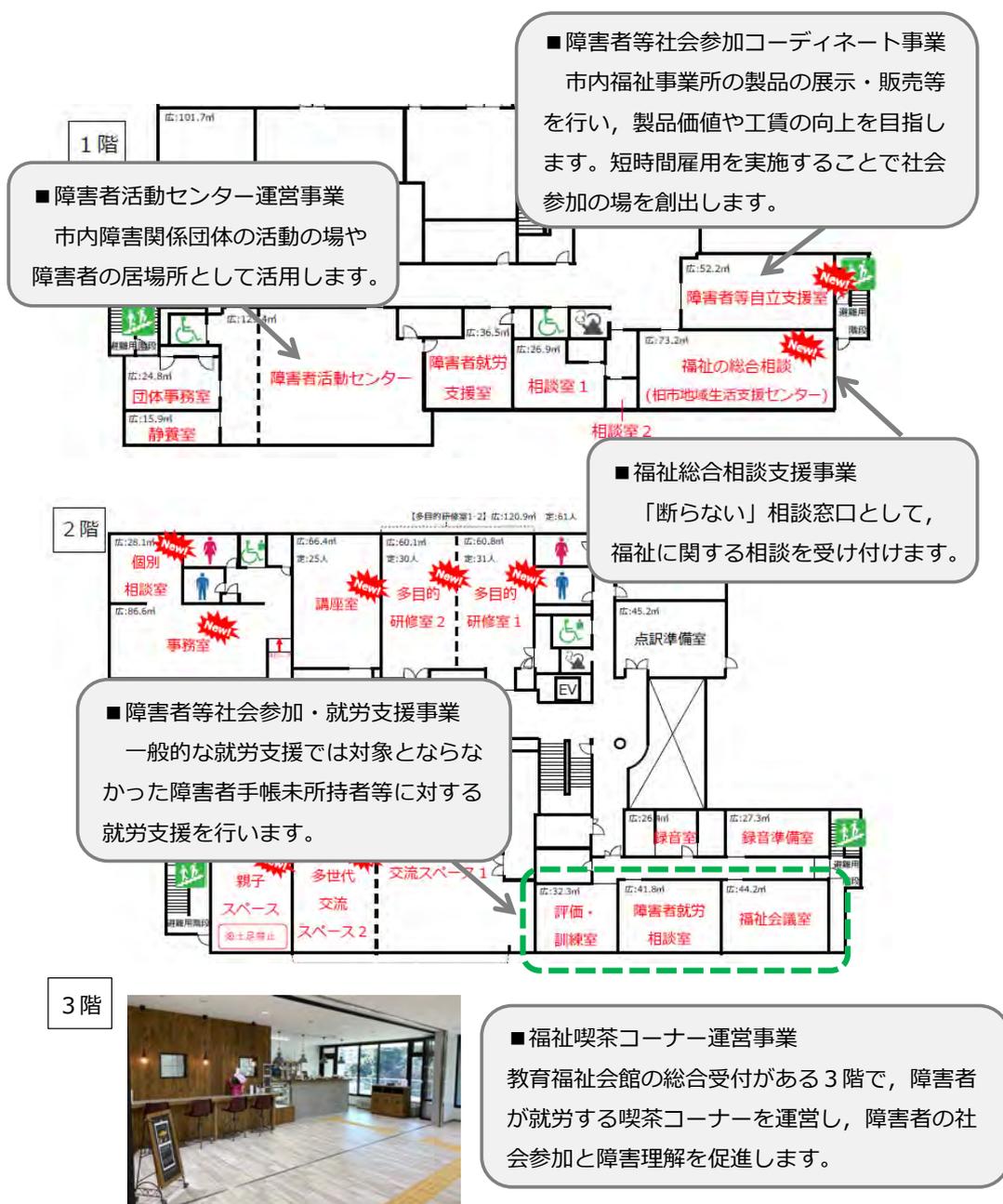
関連事業

- | | |
|--|----------------|
| ・ 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催〔再掲〕 | (保健予防課, 障害福祉課) |
| ・ 専門職による精神保健福祉に関する相談支援〔再掲〕 | (保健予防課, 障害福祉課) |

拠点としての教育福祉会館

柏市教育福祉会館は、老朽化や耐震上の問題から、2019年からおよそ2年間、耐震改修を目的とした工事を行いました。

改修後の教育福祉会館では、地域共生社会の実現に向けた障害福祉施策の拠点として、相談受付から就労支援に関する各種施策の一貫した実施や障害関係団体の活動拠点となる障害者活動センターの設置、福祉喫茶コーナーの運営等によって多様な社会参加の場の創出等を実施します。



取組2 学びの場の充実

障害の有無にかかわらず気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、幼少期から運動に親しむ気持ちを育てていきます。また、情報保障やバリアフリー化を進め、各種市民講座の参加や文化施設利用の促進を図るとともに、障害者向けの文化芸術に関する講座の開催等により、学びの場の充実を図っていきます。

① 気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施

スポーツを通じて障害のない人と障害者が交流できるよう、誰もが気軽楽しめるニュースポーツの体験機会を柏市スポーツ推進委員協議会と連携し提供します。また、柏市障がい者スポーツ推進連絡会を通じて、障害者がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上、精神面での充足を得るとともに、市民の障害理解促進を図ります。



〔誰もが楽しめる
ニュースポーツ〕

主な事業：

柏市障がい者スポーツ推進連絡会（スポーツ課，障害福祉課）

関連事業

- ・ みんなで楽しむニュースポーツまつり (スポーツ課)
- ・ 「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援 (障害福祉課)

② 小学校体育の授業サポート

体育授業の質を高め、運動指導のスキル向上を図るため、小学校の体育の授業に民間スポーツクラブ講師を派遣し、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育てていきます。



〔小学校体育授業サポート
事業風景〕

関連事業

- ・ 小学校体育の授業サポート事業 (指導課)

③ 各種講座等への参加や文化施設利用の促進

柏市社会福祉協議会と連携し、手話通訳者の派遣や障害者用駐車場スペースの確保、教育福祉会館のバリアフリー化等により、市民講座へ障害者が参加しやすくなるような合理的配慮を実施します。

また、図書館への来館が困難な障害者が、図書館資料を借りられるサービスを充実させます。



〔教育福祉会館バリアフリー〕

関連事業

- 障害者が各種講座等に安心して参加できる環境づくり (障害福祉課, 中央公民館)
- 来館が困難な方へのサービス (図書館)

④ 障害の有無にかかわらずさまざまな学びの提供

教育福祉会館を活用し、障害者向けの文化芸術講座等を開催します。

また、障害者活動センターや福祉喫茶コーナーを活用し、住民が交流し学び合い、障害者アートを推進する場づくりを進めていきます。



〔事業所で作成した
ハンドスタンプアート〕

関連事業

- 障害者活動センター運営事業〈新規〉〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害者等社会参加コーディネート事業〈新規〉〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)
- 福祉喫茶コーナーの運営事業〈新規〉〔再掲〕 (障害福祉課)

施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

現状と課題

■ 共生意識の醸成

本市では、啓発冊子の配布や障害者週間に合わせた広報掲載、障害理解・啓発イベント等により、市民の障害理解を深めるための啓発に取り組んでいます。しかし、アンケート調査の自由意見では、「誰もが安心して暮らせる街に柏市もなってほしい」など、市民の障害理解の推進に関する意見が多数寄せられました。引き続き、障害への理解を深めるための啓発を充実していくことが必要です。

また、これまで福祉教育推進校の指定等を通じて、市内小中学校の特色に応じた福祉教育を推進してきました。アンケート調査によれば、差別や偏見を持たずに暮らすためには、「学校での福祉教育の充実」が必要という回答が5割以上となっており、ヒアリング調査でも、学齢期における障害理解を積極的に進めることの重要性が指摘されています。こうしたことから、子どもの頃から福祉への理解を深めることが重要です。

■ 協働による福祉活動の充実

市民への福祉の理解を深め、「心のバリアフリー」の実現を図るためには、福祉活動への参加促進や障害者及び障害者団体との交流を図るための活動支援や連携を強化する必要があります。

施策の方針

- 障害があっても地域で安心して暮らし、社会参加できるよう、子どもから大人までを対象とした、障害に対する理解促進や意識啓発、福祉教育を充実し、市民の共生意識の醸成を図ります。
- 市民の福祉活動の参加及び障害者や障害者団体との地域における理解・交流を促進し、協働による福祉活動の充実を図ります。

取組

取組 1 共生意識の醸成

障害の有無にかかわらず、誰もが地域で活動し、社会参加することができる地域社会を目指し、啓発冊子等の配布や障害理解のイベント開催など、積極的な啓発活動を展開し、市民や団体、市職員等も含めた理解促進・意識啓発に取り組めます。また、子どもから大人まで福祉への理解を深めていけるよう、交流や体験を通した福祉教育の充実を図ります。

① 障害への理解を深めるための啓発の充実

広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより、障害者手帳を始めとした各種制度や福祉情報を提供するとともに、障害に対する理解促進を図ります。また、わかりやすく親しみの持てる構成とし、身近な福祉情報を提供します。

主な事業：

「障害福祉のしおり」の発行〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- ・ 広報紙、パンフレットなどによる福祉情報の提供（障害福祉課）
- ・ 広報紙、ホームページにおける障害啓発情報の提供（障害福祉課）
- ・ 地域福祉の情報紙「紙ひこうき」の発行〔再掲〕（社会福祉協議会）

障害者への配慮が求められる場面

障害者は障害特性に応じ日常生活でさまざまな不安や不便を感じる場合があります。また障害者雇用が進み、身近な場所で病気や障害を抱えながら生活している人が増えています。障害者が日常を不安なく過ごすためには皆様の配慮が必要です。



聴覚障害者は口の動きや表情を参考に使っているため、フェイスガードを使っています。

- ✕ 十分な距離をとってください
- 2m空けてください

- ✕ 立ち止まらないでください
- 進んでください

知的障害者にはあいまいな表現や否定的な表現が苦手な方もいます。

② 講座やイベント等による障害理解の推進

地域での障害理解を促進するため、出前講座や障害者との交流機会を提供します。また、関係団体と協働で障害理解促進と啓発のためのイベントを実施するほか、関係団体や事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。また、市職員や教職員の障害への理解を深めるため、研修を実施します。



〔盲目の音楽家による歌とトーク〕

主な事業：

- | | |
|-----------------------|---------|
| 障害理解・啓発イベントの実施〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| 障害者活動センター運営事業<新規>〔再掲〕 | (障害福祉課) |

関連事業

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ・ 地域出前講座の実施〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| ・ 「福祉の心」作品展 | (社会福祉協議会) |
| ・ 保健福祉部門職員研修 | (福祉政策課) |
| ・ 市職員向け障害者差別解消研修〔再掲〕 | (人事課) |
| ・ 教職員向け特別支援教育に関する研修〔再掲〕 | (児童生徒課) |

③ 交流や体験を通じた福祉教育の充実

子どもの頃から共生意識を醸成するため、福祉施設への訪問、障害者との交流、ボランティア体験等、地域ぐるみで市内小・中・高等学校の特色に応じた福祉教育を充実します。生涯にわたって福祉への理解を深めていけるよう、福祉体験やボランティア体験等を提供します。



〔子ども達の盲導犬体験〕

関連事業

- | | |
|---|-------------------------|
| ・ 福祉教育指定校、福祉教育推進指定団体への支援
(福祉教育パッケージ指定) | (指導課，地域支援課，
社会福祉協議会) |
| ・ 福祉教育普及パンフレット「ふくしの種」の配布 | (社会福祉協議会) |
| ・ 各学校における福祉教育の実施 | (各学校) |
| ・ 福祉体験への支援 | (社会福祉協議会) |
| ・ 夏季ボランティア体験（夏ボラのススメ） | (社会福祉協議会) |
| ・ 福祉体験講座 | (社会福祉協議会) |
| ・ 児童センター交流事業 | (子育て支援課) |

取組 2 協働による福祉活動の充実

ボランティア講座の開催等により、市民の福祉活動の参加を促進し、市民との協働を進めていきます。また、障害者団体の自主的な活動と情報発信を支援し、障害者団体同士あるいは地域住民との相互交流の機会をつくります。

① ボランティア活動の推進（福祉活動への参加促進）

さまざまなボランティア講座を通じて障害があってもかけがえのない存在であることを理解し、障害があってもなくても分け隔てなく接することができる人を増やしていきます。また、市民との協働の取組を推進します。



〔精神保健ボランティア養成講座〕

主な事業：

障害者支援ボランティア養成講座の開催（社会福祉協議会、保健予防課、障害福祉課）

② 障害者関係団体との連携強化

障害者団体や障害者を支援する団体等が自主的に活動し、積極的な情報発信ができる拠点として、教育福祉会館内に障害者活動センターを開設し、団体の活動が障害者や地域住民に広がっていくよう支援します。



〔新しく開設した障害者活動センター〕

主な事業：

障害者活動センター運営事業〈新規〉〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 障害者団体とのネットワークの形成 | （障害福祉課） |
| ・ 障害者団体連絡会運営支援事業 | （障害福祉課） |
| ・ 障害者団体への支援 | （障害福祉課） |
| ・ 当事者団体・福祉団体活動助成 | （社会福祉協議会） |
| ・ 地域課題解決活動助成 | （社会福祉協議会） |

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設から一般就労への移行等（第3章 障害福祉計画 ⇒ p154）
国の考え方	<p>① 福祉施設から一般就労への移行者数 2023年度中に、2019年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、2023年度中に、2019年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>③ 就労継続支援A型及びB型事業から一般就労への移行者数 一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることからその事業目的に照らし、それぞれ、2023年度中に2019年度実績の概ね1.26倍以上（A型）、1.23倍以上（B型）を目指すこととする。</p> <p>④ 就労定着支援事業の利用者数 2023年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>⑤ 就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	本市においては、支援員のスキルアップ向上や、職場定着支援の拡充により、障害者の就労支援の底上げを図ります。

項目	数値	考え方
2019年度一般就労移行者数	65人	福祉施設から一般就労した人数
《目標値①》2023年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	83人	2019年度末の福祉施設から一般就労した人数の1.27倍
2019年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	59人	就労移行支援事業所から一般就労した人数
《目標値②》2023年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	77人	2019年度実績の1.30倍
2019年度末における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
《目標値③》2023年度中における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数
《目標値③》2023年度中における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労定着支援事業の利用者数	61人	2019年度末における就労定着支援事業の利用者数
《目標値④》2023年度中における就労定着支援事業の利用者数	64人	2023年度末の就労移行支援事業所から一般就労した人数の8割
2019年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	71.4%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合
《目標値⑤》2023年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	80%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の8割

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	就労移行支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p165）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
指標の説明	就労移行支援事業の利用者数は、年度ごとに5%前後の増加を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月17日で算出しています。また、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労移行支援	人/月	113	123	141	148	155
	人日/月	1,873	2,080	2,397	2,516	2,635

事業 No. 2	就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型） （第3章 障害福祉計画 ⇒ p166）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
指標の説明	A〔雇用〕型及びB〔非雇用〕型ともに、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとにA型は8%前後、B型は3%前後の利用者の増加を見込んでいます。 利用日数は、過去の実績から「A〔雇用〕型」は1人あたり月18日、「B〔非雇用〕型」は1人あたり月16日で算出しています。就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労継続支援 （A〔雇用〕型）	人/月	125	150	178	193	211
	人日/月	2,109	2,704	3,204	3,474	3,798
就労継続支援 （B〔非雇用〕型）	人/月	445	470	497	503	525
	人日/月	7,274	7,404	7,952	8,048	8,400

事業 No. 3	就労定着支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p167）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
指標の説明	2023年度における一般就労に移行する者のうち、8割が利用することを目標とすることから、64人の利用を見込んでいます。また、過去の実績から1人あたり月1.2日程度の支援を受けると想定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労定着支援	人/月	50	61	59	61	64
	人日/月	70	63	70	73	76

事業 No. 4	理解促進研修・啓発事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p184）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
指標の説明	市関係各課やサービス提供者及び障害者団体等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 5	自発的活動支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p184）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
指標の説明	事業目的に適った活動であるか精査を行い、安定した事業活動ができるよう支援します。

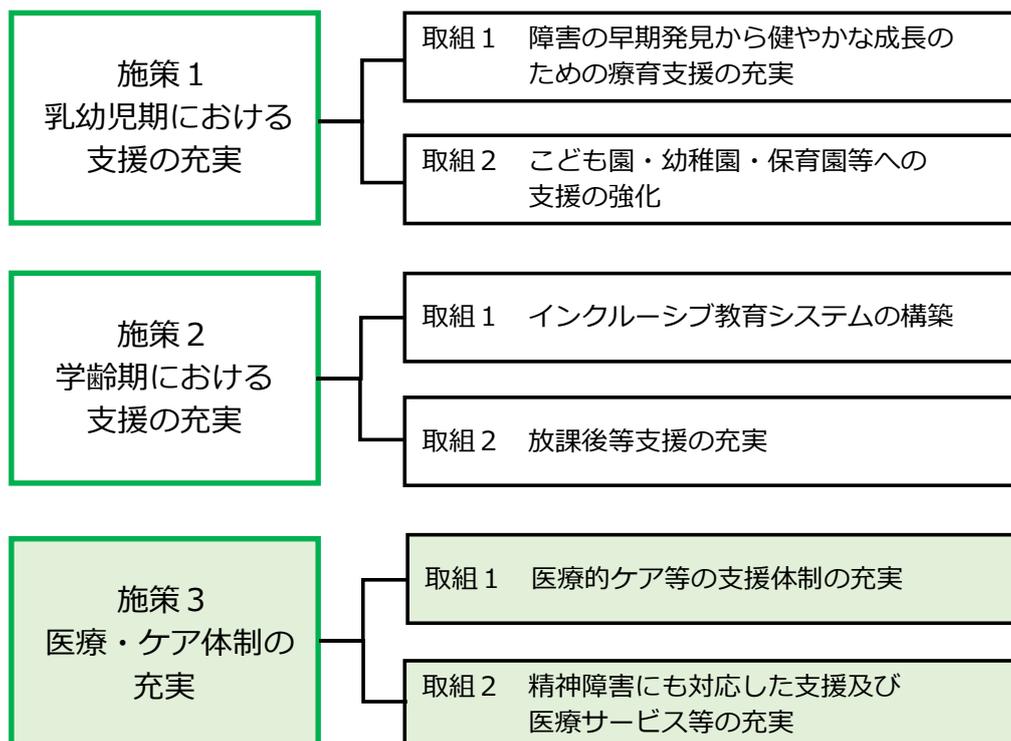
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

目指す姿

- 乳幼児期では、障害や発達に課題のある子どもとその家族が、早期に適切な支援につながり家族が健やかに成長することができる仕組みを作ります。こども園・幼稚園・保育園及び事業所等で障害や発達に課題のある子どもを広く受け入れ、個々の状態に応じた適切な療育を受けながら、他の子どもと共に成長していくことを目指します。
- 学齢期では、一人一人の状態に応じた適切な支援を得ながら学ぶことができる環境を整えます。共生社会の構築に向けて障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会を作ります。また、放課後や休日における居場所の確保を進め、健やかに成長できる環境の充実に努めます。
- 医療と福祉の連携を強化し、医療的ケアや肢体不自由の障害児者への支援の充実に図るとともに、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。保険診療の経済的な負担軽減に取り組む等、障害者の心身の医療・ケア体制の充実に目指します。

施策の体系



施策1 乳幼児期における支援の充実

現状と課題

■ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

アンケート調査結果では乳幼児期の支援やサービスで充実してほしいこととして、「発達や生活に関しての相談先」と「福祉サービスや支援」がそれぞれ約半数となっています。早期に適切な相談や支援に結び付けていくことが課題となることから、本市では、幼児健康診査等の母子保健事業において、心理相談員の派遣や保健師等による相談支援を実施し、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な親子への発達支援に取り組んできました。これからも子どもに対する多職種・多機関による支援に取り組む環境整備等を進めていく必要があります。

■ こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化

現在、発達支援を受けながら、地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する子どもが増加しており、これまで実施してきた職員に対する巡回支援の充実を図る等、適切な支援を受けられる環境の整備が求められています。



施策の方針

- 支援の必要な児童の早期発見・早期支援に取り組み、官民の児童発達支援センターを中核として引き続き母子への支援体制の充実を図ります。
- こども園・幼稚園・保育園をサポートし、安全の確保に配慮しながら適切な療育支援を受け、地域で子どもが育つ環境を整備します。

取組

取組1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、中核となる官民の児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターを中核とした関係事業所が適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等による障害の早期発見

支援の必要な母子を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保健所と官民の児童発達支援センターの密接な連携のもと、母子への相談体制や乳幼児期の母子への保健指導、健康診査、医療等を充実させます。

主な事業：

幼児健康診査（地域保健課）



〔ウェルネス柏内にある
こども発達センター〕

関連事業

- | | |
|---------------------|-------------|
| • 発達相談 | (こども発達センター) |
| • 地域子育て支援拠点事業 | (子育て支援課) |
| • 8か月児相談事業 | (地域保健課) |
| • 子育て世代包括支援センター運営事業 | (地域保健課) |

児童発達支援センター

発育や発達に不安や心配があるお子さんの支援のニーズが増えています。本市では、ご家族からの相談を受け付け、集団での療育や個別療育に取り組む「児童発達支援センター」を2か所整備しています。

このうち、市が運営する「こども発達センター」では関係機関と連携し発見から支援、就学まで円滑に進め最適な支援を提案できるよう心掛けています。

また、民間法人が運営する「リトルペガサス」は、人口が増大する柏市北部地域に立地し、母子通園クラスと母子分離クラスがあります。

現在は発達障害にくわえて医療的ケアのニーズが増加しており、就学後の支援や他機関との連携等、ライフステージに応じた一貫した支援の構築が必要とされています。

② 療育支援の拡充

子どもの療育に携わる支援を充実させるため、官民の児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、子どもに適切な支援が適切な頻度で提供される体制を国の制度改正を踏まえ構築していきます。柏市自立支援協議会こども部会を通じて障害児通所支援事業所との密接な連携を図ります。



〔医療型児童発達支援センターの朝の集まり〕

併せて家族への支援として、乳幼児期や就学期に焦点を合わせた適切な相談体制の整備、福祉サービスの利用に関する相談支援を充実させるほか、学齢期へのスムーズな移行を図るためのツールとして、デジタル化の検討を含めたライフサポートファイルの活用等により、切れ目のない療育支援を実施していきます。

主な事業：

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実

(こども発達センター，障害福祉課)

外来療育相談支援（集団・個別）事業（こども発達センター）

ライフサポートファイルの活用促進（こども発達センター，障害福祉課，児童生徒課）

関連事業

- | | |
|--|---------------|
| • キッズルームひまわり（児童発達支援）・キッズルームこすもす（医療型児童発達支援）運営事業 | （こども発達センター） |
| • 障害児等療育支援事業（巡回支援） | （こども発達センター） |
| • 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援（医療的ケアに関する相談支援専門員の研修） | （障害福祉課） |
| • 就学相談〔再掲〕 | （児童生徒課） |
| • 就学移行支援計画の作成 | （児童生徒課） |
| • 幼保こ小連絡協議会の開催 | （教育研究所） |
| • 乳幼児保健懇話会の開催 | （教育研究所，保育運営課） |
| • 障害児支援利用計画の作成促進 | （障害福祉課） |
| • 相談支援機能強化事業 | （障害福祉課） |

取組2 こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化

こども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、障害児等が在籍する園の職員への支援強化に取り組めます。受入場所の確保にあたっては、療育支援機関と市内こども園・幼稚園・保育園にそれぞれにおいて安全な環境の確保に配慮し、保育士のスキル向上に取り組みながら障害児の受入体制を整備します。また、家族への相談支援に取り組めます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

主に児童を直接支援する「保育所等訪問支援」(官民事業所が実施)と、園の職員を支援する「障害児等療育支援事業(巡回支援)」(民間委託)について関係機関の理解を促すほか、両事業の長所を生かして実効性の高い支援を行います。

市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に「キッズルームひまわり」、「キッズルームこすもす」、「外来集団支援」の活動場を公開、支援方法の理解を促し各園との連携強化を図ります。また、発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭又は保育士等を雇用している園に対して助成を継続します。



〔発達の相談等を行う
保育所等訪問支援事業〕

主な事業：

- | | |
|----------------------|-------------|
| 保育所等訪問支援事業 | (こども発達センター) |
| 障害児等療育支援事業(巡回支援)〔再掲〕 | (こども発達センター) |

関連事業

- | | |
|------------------------------|-------------|
| こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催 | (こども発達センター) |
| 特定教育・保育施設等運営費等補助金 | (保育整備課) |
| 私立幼稚園等運営費等補助金 | (保育整備課) |
| 特別な支援を要する児童の判定調査事業 | (保育整備課) |

② 療育と保育の連携による受入体制の充実

支援が必要な子どもが増加していることから、障害の程度にかかわらず必要な支援を受けることができるようにするため、安全な環境の確保に配慮しながら、市内こども園・幼稚園・保育園での受入れを検討します。こども発達センターや児童発達支援センター等の療育支援機関と保育の関係機関の連携強化に取組み、療育と保育が相互に関わり合う関係を構築します。

集団保育を希望するさまざまな障害を持った子どもの相談及び保育の環境づくりを引き続き検討するとともに、保育士のスキル向上や支援者の育成に取組みます。

主な事業：

障害の有無にかかわらず集団保育の推進（保育運営課）

③ 保育相談の実施

保育施設において在園児やその他の子育て家族に対して保育相談を実施します。

また、発達のことやさまざまな支援を必要としている子どもの養育者からの保育園等の入園に関する相談に対応しています。保育運営課窓口のアシストパートナーが養育者の相談に応じて必要な他機関への紹介や情報提供を行います。



主な事業：

保育園における保育相談（保育運営課）

アシストコール・アシストデスク事業（保育運営課）



施策2 学齢期における支援の充実

現状と課題

■ インクルーシブ教育システムの構築

本市ではインクルーシブ教育システムの構築に向けて、各小中学校への特別支援学級の設置や職員の研修の充実に取り組んできました。また、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級の児童生徒と共に学ぶ、交流及び共同学習の充実を図ってきました。さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、看護師の配置等医療的ケアに係る体制整備の充実にも力を入れています。アンケート調査では、学齢期の児童生徒（通常の学級又は特別支援学級）の家族が学校生活で困っていることとして、「授業についていけない」「友達ができづらい」が4割程度と最も多く、障害の有無にかかわらず児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の提供が求められています。また、アンケート調査の自由意見からは「学校での支援の充実」や「学校の障害に対する専門性や理解の向上」に関する意見が多く挙げられており、特別支援教育の充実や教職員の専門性の向上が課題となります。

■ 放課後等支援の充実

学齢期の児童が今後利用したいサービスとして、児童全体では「放課後等デイサービス」が4割以上と最も多くなっており、障害児の居場所の確保が引き続き重要となります。

施策の方針

- 一人一人の異なる教育的ニーズに応じ、学びの保障に向けて、インクルーシブ教育システムの更なる充実に取り組めます。障害のある児童生徒の増加を踏まえ障害に配慮した環境を確保していくとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ります。また、共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学校で学ぶ、交流及び共同学習の充実を促進します。
- 障害児やその家族の多様なニーズに応じていくため、放課後等支援の場の確保や質の向上を図ることと併せて、こどもルームにおける障害児の受入を促進していきます。

取組

取組1 インクルーシブ教育システムの構築

障害児がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実や教育環境の整備、教職員の専門性向上等に取り組めます。共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学校で学ぶ、交流及び共同学習に取り組めます。学齢期における教育・就職に係る相談や保護者相談の充実に取り組めます。

① 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実、交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備します。また、連続性のある「多様な学びの場」の支援の充実について、特別支援教育担当者連絡会や各種研修会で周知を図っていきます。

通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員の適切な配置等にも引き続き取り組めます。また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。さらに、教育現場で支援を行う保育所等訪問支援について、教育・福祉の関係者の理解を深めていきます。

主な事業：

「多様な学びの場」と支援の充実（児童生徒課）

関連事業

- | | |
|-----------------------|----------|
| • 交流及び共同学習の推進 | (各学校) |
| • 居住地校交流 | (特別支援学校) |
| • 教育支援員の配置 | (児童生徒課) |
| • 医療的ケアに携わる看護師の配置<新規> | (児童生徒課) |

② 障害に配慮した教育環境の整備

学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を利用する児童生徒、その他必要な児童生徒について、学校で一人一人にあった個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に取り組めます。児童生徒を取り巻く環境整備では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図るとともに、施設のバリアフリー化や子どもにとって過ごしやすい環境づくりと、分かりやすい授業づくり、個に応じた ICT の活用等、障害に配慮した教育環境の整備に取り組めます。その他、特別支援を要する児童生徒の家族に対し、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業：

校内支援体制の整備・充実	(児童生徒課)
障害に配慮した教育環境の整備	(学校施設課)
全ての子どもにとって過ごしやすい環境づくりと分かりやすい授業づくり	(各学校)

関連事業

- ・ 特別支援教育就学奨励費 (学校教育課)
- ・ 特別支援教育コーディネーター連絡会の開催 (児童生徒課)



③ 教職員の専門性の向上

児童生徒一人一人のニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しより専門的な研修や、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。特別支援教育に関わる専門家チーム会議において、各委員から指導・助言を受けながら、本市の特別支援教育の推進・充実を図ります。



〔特別支援教育に関する研修風景〕

主な事業：

- | | |
|------------------|---------|
| 特別支援教育に関する研修 | (児童生徒課) |
| 特別支援学級担任等の専門的な研修 | (児童生徒課) |

関連事業

- | | |
|-----------------------|---------|
| • 特別支援教育巡回相談員等による巡回相談 | (児童生徒課) |
| • 専門家チーム会議の開催 | (児童生徒課) |

④ 教育相談・家族支援の充実

教育支援室に臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。スムーズな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。また、子育ての悩みを共有したり、子育てに役立つ子どもとの関わり方や工夫、ほめ方を学んだりするペアレント・プログラムを実施します。

主な事業：

- | | |
|-------------|----------|
| 教育相談 | (児童生徒課) |
| 就学相談〔再掲〕 | (児童生徒課) |
| ペアレント・プログラム | (子育て支援課) |

取組2 放課後等支援の充実

増加している障害児の発達支援等のニーズに対応するため、家庭や状況に応じた預かりサービスを提供する放課後等デイサービスやこどもルーム等の放課後・休日支援の場の確保に取組み、提供するサービスの質を充実させます。

① 放課後等デイサービスの充実及び質の向上

放課後の居場所の確保についてニーズが高いことから、放課後等デイサービスの確保に取組みます。また、ケアニーズの高い障害児の受入が可能な居場所づくりを推進します。また、家族のレスパイト等のニーズに応えるため、日中一時支援・移動支援の充実に取組みます。

障害児に対し適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づいて、サービスの質の向上のための必要な指導を行います。

主な事業：

放課後等デイサービス・地域生活支援事業の充実（障害福祉課）
指導監査の実施〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- ・ 柏市自立支援協議会こども部会の運営支援（障害福祉課）

② こどもルームでの受入体制の充実

放課後において障害のある児童生徒が安心して過ごせるよう、必要に応じこどもルーム内の改修を行います。また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するほか、障害児等療育支援事業による巡回支援等、他機関との連携を促します。



主な事業：

障害に配慮した環境の整備（学童保育課）
指導員研修（学童保育課）

関連事業

- ・ 要請に応じたこどもルームへの巡回協力（児童生徒課）
- ・ 障害児等療育支援事業（巡回支援）〔再掲〕（こども発達センター）

施策3 医療・ケア体制の充実

現状と課題

■ 医療的ケア等の支援体制の充実

近年、医療的ケアを必要とする障害児者や肢体不自由等の重度の障害児者が増えており、地域生活を送るためには医療的ケア児者等への支援の拡充が必要です。本市では、これまでも医療的ケアが必要な方への支援を調整するコーディネーターの配置、関係する多職種の連携構築に取り組んできました。ヒアリング調査からは、家族の負担が大きくその軽減が求められており、地域での生活を支える環境の整備が課題となります。

■ 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実

これまで、精神障害者の長期入院が全国的な課題となっており、地域で暮らし続けることができる包括ケアシステムの構築に向け関係者会議で取組を検討してきました。ヒアリング調査からは在宅においてひきこもりが長期化して地域とのつながりが希薄となってしまっている方が潜在的に多いとの声があります。アンケート調査からは、地域で自立して生活を続けていくためには「困ったときの相談や対応支援」「日中通える場所」「就労に関する支援や相談」が必要との指摘がいずれも半数前後と多く、精神障害者の抱える困り事への相談支援や地域で暮らし続けるための基盤整備が求められています。

施策の方針

- 医療的ケア等の必要があっても、地域の中で安心して暮らすことができる支援体制の構築を図ります。
- 精神障害者の地域移行と地域定着を支援するため、精神障害の地域包括ケアシステムの構築及び医療サービスによる支援に取り組めます。

取組

取組1 医療的ケア等の支援体制の充実（重点）

医療的ケア児や肢体不自由児とその家族が、安心して暮らし、学び、生活を送ることができるよう、相談支援やケアに携わる職員の育成と関係機関の連携強化に取り組めます。また、医療的ケア等に係る相談支援の場や受入体制を安全の確保に配慮しながら検討します。学齢期においては教育を受ける権利の保障のためさまざまな施策を検討していきます。

① 医療的ケア等に係る相談支援や人材育成（重点）

医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため実態の把握に努めるとともに、医療的ケアに対応できる相談支援専門員、ホームヘルパーやコーディネーターの育成を行います。

また、柏市障害児等医療的ケア支援連絡会を通じて、医療や福祉の関係機関の連携強化や実態把握に取り組めます。



主な事業：

- | | |
|------------------------------|---------|
| 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 | (障害福祉課) |
| 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成〔再掲〕 | (障害福祉課) |

関連事業

- | | |
|--|---------|
| • 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援
（医療的ケアに関する相談支援専門員の研修）〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| • 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置 | (障害福祉課) |

医療的ケア児

最近では新生児への医療の著しい発達が見られるようになってきていることや、NICU（新生児集中治療室）が多くの病院に増設されたこともあり、これまでなら出産直後に亡くなってしまうような超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなどでも助けられることが多くなってきました。その結果、医療的ケアを必要とする子ども、いわゆる「医療的ケア児」の数は増加傾向にあります。

② 医療的ケア等の受入体制の整備

乳幼児期、学齢期、卒業後のそれぞれにおいて医療的ケア児者等の相談支援を行う場として委託相談支援事業所を活用するほか、安全の確保に配慮しながら受入体制を検討します。

特に学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に来て学ぶ権利を保障するためさまざまな視点から施策を検討します。学校内で医療的ケアに対応でき

る看護師を配置するほか、看護師の確保や病院・医師等の多職種・事業所に理解を得ながら連携の充実に取組みます。



〔医療的ケアが必要な方〕

主な事業：

教育支援員の配置〔再掲〕 (児童生徒課)

医療的ケアに携わる看護師の配置<新規>〔再掲〕 (児童生徒課)

関連事業

- ・ 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業〔再掲〕 (こども発達センター)
- ・ 障害の有無にかかわらない集団保育の推進〔再掲〕 (保育運営課)
- ・ 共同生活援助(グループホーム)の整備〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス施設等改造等補助〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保 (障害福祉課)

本市における医療的ケア児者支援の拠点

2019年4月に、本市4番目の地域生活支援拠点として柏市中原に開設した「地域生活支援拠点ぶるーむの風」は、全国でも数少ない医療的ケア支援を含む身体障害者支援機能を持つ地域生活支援拠点です。



医ケア支援に対応した機械浴



車椅子でも楽に移動可能です

取組2 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実（重点）

精神障害者の抱える課題へ適切な支援を行い地域生活への移行を促すため、医療、相談支援、福祉サービス等の提供に携わる関係機関と連携して、地域生活支援の連携体制の整備に取り組めます。また、歯科保健事業や、経済的な支援を必要とする方への自立支援医療等の医療費助成制度を実施します。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（重点）

関係者の連携強化を図り、より具体的な支援策の検討を行うため、保健・医療・福祉・地域等の関係者協議を積重ね、精神障害者への地域生活支援の連携体制の整備に取り組めます。精神障害者の地域での暮らしを支えるため、地域生活支援拠点等における相談・緊急対応、退院支援と地域生活の促進（地域移行支援）、単身生活者等のサポート（地域定着支援）及び自立の支援（自立生活訓練）に取り組めます。また、ピアサポーターを紹介する等、当事者同士の支援に取り組めます。

保健所や市役所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して、心の健康や地域生活に関する相談に応じる多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。精神障害に係る相談に対応していくため、相談支援体制の強化を図ります。

主な事業：

柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催〔再掲〕	(保健予防課, 障害福祉課)
専門職による精神保健福祉に関する相談支援〔再掲〕	(保健予防課, 障害福祉課)
地域移行支援・地域定着支援の利用促進〔再掲〕	(障害福祉課)
自立生活訓練事業の整備	(障害福祉課)

関連事業

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターを中心としたピアサポーターによる支援の提供 精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談 アルコール健康障害対策事業
(減酒プログラム, 家族教室, 酒害教室等) 市民向けの精神疾患に関する講座・出前講座 精神科医等による市民講座 精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座 | <ul style="list-style-type: none"> (障害福祉課, 保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) |
|---|---|

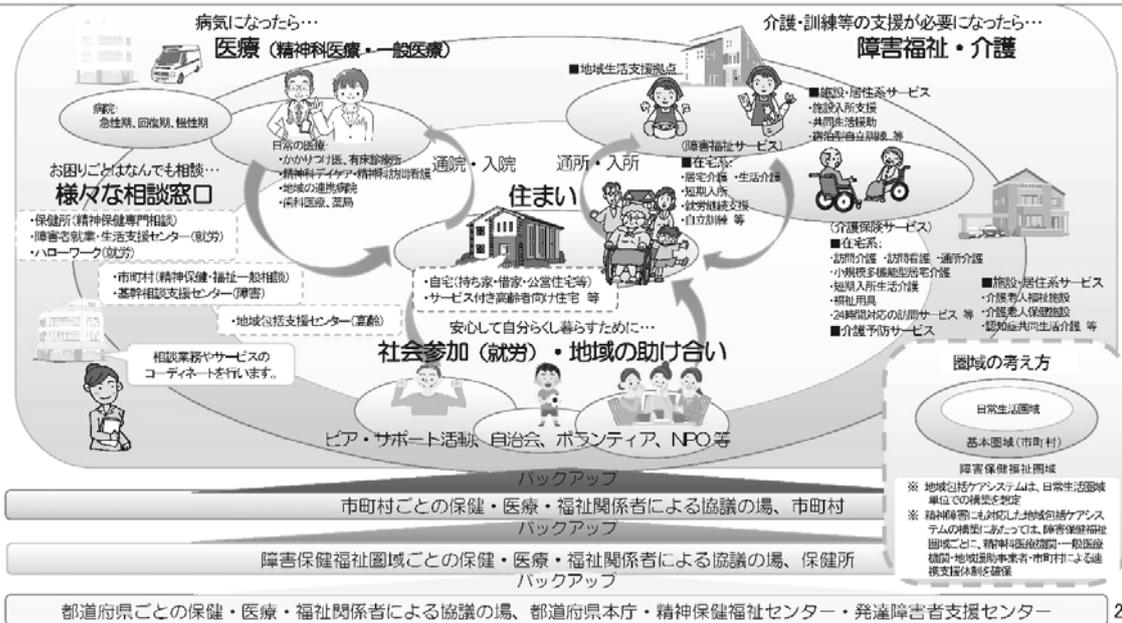
- 精神保健福祉リーフレットの作成・研修の実施 (保健予防課, 障害福祉課)
- 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保〔再掲〕 (障害福祉課)
- 柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援〔再掲〕 (生活支援課)
- 障害者等社会参加・就労支援事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害者等社会参加コーディネート事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)

精神障害に対応した地域包括ケアシステム

精神障害者に対応するため、現場の関係者や有識者、当事者・家族等からなる「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に関して課題となっている事項について、各種施策への反映を念頭において議論していきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



② 健康維持のための支援

健康を維持し、自立した日常生活・社会生活を営むための支援として、自立支援医療費（精神通院・育成医療・更生医療）、重度心身障害者（児）医療費、精神障害者入院費の助成を継続し、医療費の負担軽減を図ります。

また、一般の歯科診療所では治療が難しい方を対象とした歯科診療、予防処置や摂食・嚥下（せっしょく・えんげ）機能療法等の指導や訓練、歯科相談等を実施し、歯科保健の充実を図ります。

主な事業：

自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療）（障害福祉課）
 重度心身障害者（児）医療費助成（障害福祉課）



〔柏市重度心身障害者（児）
 医療費助成受給券〕

関連事業

- 精神障害者入院費助成（障害福祉課）
- 未熟児養育医療の給付（地域保健課）
- 小児慢性特定疾病医療支援事業（地域保健課）
- 特殊歯科診療事業（柏市医療センター）
- 障害児者の歯科保健指導・啓発（地域保健課）

《ライフステージ別支援内容》

妊娠・出産	乳児期	幼児期	学齢期
	0歳	1～5歳	6歳～18歳頃
<p>◆ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆ (施策1 - 取組1)</p> <p>① 母子保健事業等による障害の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> {8か月健診事業(保)} 子育て世代包括支援センター運営事業(保) 乳幼児健康診査(保) 発達相談(こ) <p>② 療育支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来療育相談支援(集団・個別)事業(こ) キッズルームこすもす(こ) キッズルームひまわり(こ) 障害児等療育支援事業(こ) ライフサポートファイルの活用促進(こ)(障)(教) 児童発達支援(こ)(障) 			
<p>◆ こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化 ◆ (施策1 - 取組2)</p> <p>① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援事業(こ) <p>② 療育と保育の連携による受入体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらない集団保育の推進(こ) <p>③ 保育相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園における保育相談(こ) アシストコール・アシストデスク事業(こ) 			
<p>◆ インクルーシブ教育システムの構築 ◆ (施策2 - 取組1)</p> <p>④ 教育相談・家族支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談(教) 就学相談(教) ペアレント・プログラム(こ) <p>◆ 放課後等支援の充実 ◆ (施策2 - 取組2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放課後等デイサービスの充実及び質の向上(障) ② こどもルームでの受入体制の充実(こ) <p>◆ 医療的ケア等の支援体制の充実 ◆ (施策3 - 取組1)</p> <p>② 医療的ケア等の受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援員の配置(教) 医療的ケアに携わる看護師の配置(教) <p>入所支援(障)</p>			
<p>(こ)こども部 (保)保健所 (障)障害福祉課 (教)教育委員会</p>			

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 （第3章 障害福祉計画 ⇒ p151）
国の考え方	<p>① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2023年度中の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上を基本として目標値を設定する。</p> <p>② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 2023年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び2023年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。</p> <p>③ 精神病床における早期退院率 （入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） 2023年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	<p>数値目標については県が定める事項となりますが、入院している精神障害者が地域生活（自宅やグループホーム等）に移行するにあたり、地域移行支援・地域定着支援を始めとした障害福祉サービスの提供等、支援を行う必要があります。</p> <p>本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催」として関係者の協議の場を定期的を開催し、地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより、退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>主な活動指標はこれまでの実績を踏まえ、設定しています。</p>

成果目標に関連する主な活動指標						
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
関係者協議の開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

事業 No. 2	障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p156)
国の考え方	<p>① 児童発達支援センターの設置 2023 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>② 保育所等訪問支援の充実 2023 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2023 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 2023 年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
市の目標	本市において既に設置・確保等の対応済です。引き続き、各事業を活用し充実した支援を目指します。

項目	単位	2023 年度
《目標値①》児童発達支援センター	設置有無	有
《目標値②》保育所等訪問支援の実施体制	設置有無	有
《目標値③》主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置有無	有

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	児童発達支援・医療型児童発達支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p172）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	<p>児童発達支援は、療育の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。</p>
提供見込み	児童発達支援は、療育に対するニーズが高まることが考えられるため、年度ごとに10%前後の利用者の増加を見込み、医療型児童発達支援は、27人前後で利用者が推移すると見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	人/月	323	437	559	628	697
	人日/月	2,773	3,158	3,913	4,396	4,879
医療型児童発達支援	人/月	22	28	27	27	28
	人日/月	120	155	162	162	168

事業 No. 2	放課後等デイサービス（第3章 障害福祉計画 ⇒ p173）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに8%前後の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月12日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
放課後等デイサービス	人/月	637	666	811	876	940
	人日/月	7,310	7,957	9,732	10,512	11,280

事業 No. 3	保育所等訪問支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p173）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まることが見込まれます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月1.1日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
保育所等訪問支援	人/月	41	42	45	47	50
	人日/月	45	45	50	52	55

事業 No. 4	居宅訪問型児童発達支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p174）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
提供見込み	利用者は1名程度で週1日（月5日）程度の支援を受けると想定します。児童発達支援事業所に参入を働きかけます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数）	人/月	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	5	5	5

事業 No. 5	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p174)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児入所支援
概要と今後	障害児が入所して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
提供見込み	措置入所の実績値は市では利用者数の把握が困難であり、把握可能なシステム上の請求実績は無いため、数値は見込んでいません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉型障害児入所施設(利用児童数)	人/月	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	0	0	0
医療型障害児入所施設(利用児童数)	人/月	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	0	0	0

事業 No. 6	障害児相談支援(第3章 障害福祉計画 ⇒ p175)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
提供見込み	障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205

事業 No. 7	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（第3章 障害福祉計画 ⇒ p175）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
提供見込み	研修の実施主体である県と連携し、相談支援専門員へ研修受講を働きかけコーディネーターの増加に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
コーディネーター (配置人数)	人	3	5	6	7	8

事業 No. 8	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数<新規>（第3章 障害福祉計画 ⇒ p176）
事業種別	発達障害者等に対する支援
概要と今後	発達障害者及び発達障害児の支援においては、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援体制の充実が必要とされています。
提供見込み	発達障害者及び発達障害児を対象を絞ったペアレントプログラムは本市では実施しておりませんが、市内団体や子育て支援の分野で実施しているペアレントトレーニングの紹介等に取り組めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
支援プログラム等の 受講者数	人	-	-	0	0	0
ペアレントメンター の人数	人	-	-	0	0	0

事業 No. 9	ピアサポートの活動への参加人数<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p177)
事業種別	発達障害者等に対する支援
概要と今後	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市では活動を実施していませんが、県養成講座修了者の紹介等に取り組み、柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において精神障害者への支援方法を検討します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	-	-	0	0	0

事業 No.10	〔再掲〕保健、医療及び福祉関係者による協議の場<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p178)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	<p>全ての障害福祉圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
提供見込み	<p>本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的で開催し、地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより、退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>開催回数及び参加者数はこれまでの実績を踏まえ設定しているほか、目標設定及び評価については地域課題等の分析を通じ今後の事業の目標を定めており、柏市自立支援協議会の場で経過を報告すること等により検討を深めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.11	〔再掲〕精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p179)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	現に各サービスを利用している精神障害者の人数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
提供見込み	現在の地域移行支援／地域定着支援／共同生活援助／自立生活援助の利用が見込まれる方の人数等を勘案して、精神障害者等のサービス利用見込みを設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2